

不当介入通報・報告書

滋賀県 (〇〇警察署長) 様 (受注者名)
滋賀県 (発注所属の長) 様

		※ 取扱警察	滋賀県	警察署 課
受注者	所在地	TEL() — FAX() —		
	名 称			
	代表者			
	通報者 (対応者)	所 属 :	TEL() —	
		氏 名 :		
役 職 :				
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL() — FAX() —		
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生日時・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[場所]			
		TEL() — FAX() —		
契約案件名		発注所属名		
不当介入の内容 被害の状況				
警察への通報状況	警察への通報 有 ・ 無			
	通報先警察署名 (滋賀県 警察署 課)			
	通報日時 令和 年 月 日 時 分頃			

注) 1 この様式に必要な事項を記入の上、第一報を所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行うこと。次に、様式最下段の「警察への通報状況」欄に必要な事項を記入し、発注所属宛てに報告(メール、FAX可)するとともに、所轄警察署にも提出すること。

2 上記表中の ※欄は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、写しを添付すること。

4 この文書を受け取った発注所属の長は、写しを会計管理局管理課に提出すること。

不当介入に対する通報・連絡制度の概要

(物品の買入れ・賃借・請負・委託等)

【目的】

県が行う下記の「対象とする契約」において、受注者が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）から不当介入を受けた場合、県と警察が協力し、早期に対応することによって県の契約の相手方を保護し、適切な契約の履行を確保するとともに暴力団排除の推進を図ろうとするものです。

【対象とする契約】

物品の買入れ契約、物品の借入れ契約、物品の製造に係る請負契約、修繕の請負契約
役務の提供に係る契約、業務の委託に係る契約

(注) 建設工事に係る契約については別に定める通報連絡制度によるため、本制度の対象外となります。

【通報・連絡の体制および方法】

①「通報・捜査協力」「報告」

受注者は、暴力団員等から不当介入を受けた時は所轄する警察署に電話で通報し、捜査に協力するとともに、速やかにその内容を記載した「不当介入通報・報告書」（別紙様式）を所轄する警察署および県の発注所属に提出します。

②「連絡」

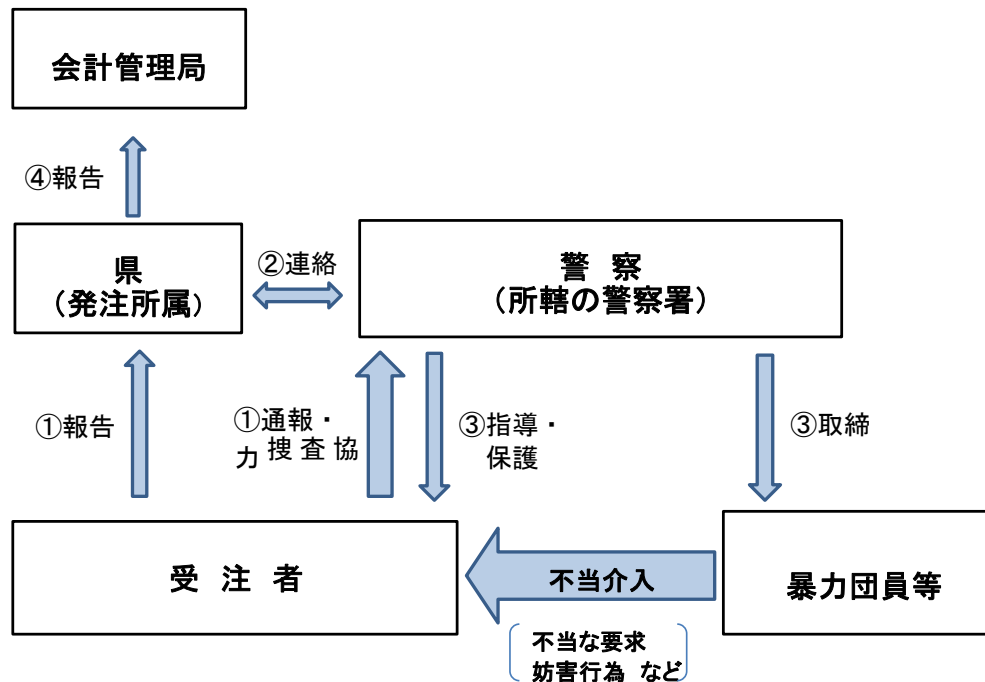
県の発注所属と警察は、相互に情報提供を行うなど連絡調整を行います。

③「指導・保護」「取締」

警察は受注者を指導・保護するとともに、不当介入者の取締りを行います。

④「報告」

県の発注所属は、①で受領した「不当介入通報・報告書」の写しを会計管理局管理課に提出します。



通報・問合せ先(代表電話番号)

大津警察署刑事第二課	077-522-1234	彦根警察署刑事第二課	0749-27-0110
草津警察署刑事第二課	077-563-0110	米原警察署刑事課	0749-52-0110
守山警察署刑事課	077-583-0110	長浜警察署刑事課	0749-62-0110
甲賀警察署刑事課	0748-62-4155	木之本警察署刑事課	0749-82-3021
近江八幡警察署刑事課	0748-32-0110	高島警察署刑事課	0740-22-0110
東近江警察署刑事第二課	0748-24-0110	大津北警察署刑事課	077-573-1234